

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証(二件)

(土地対策課)

一

○平成二十一年における主要農作物の原種の価格

(農産園芸環境課)

二

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産業振興課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始

(同 課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

二

○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

(契約課)

三

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

(同 課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

五

○政治団体の届出

(選挙管理委員会)

七

○政治団体の届出事項の異動届

(同 課)

七

○政治団体の解散届

(同 課)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)

(同 課)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

(同 課)

八

○資金管理団体の指定取消しの届出

(同 課)

九

○警備業法第十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

(公安委員会)

九

の実施

告 示

九

○宮城県告示第八百四十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成十八年度から平成二十年まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市越河字石坊町、同字上ノ在家、同字丑形山、同字丑山、同字丑山下、同字後町、同字内河原田、同字内屋敷内、同字内屋敷外、同字姥神山、同字馬喰山、同字御境、同字鍛冶内、同字鍛冶屋沢、同字河原田、同字垣柴前、同字枯木ケ作、同字枯木ケ作入山、同字北ノ作、同字北ノ作入、同字北ノ作山、同字小山、同字沢ノ前山、同字山居入山、同字清水、同字治源寺、同字深山腰、同字新田、同字新田入山、同字新道ケ入、同字新町前、同字新町脇、同字諏訪台、同字清左右衛門前、同字膳棚山、同字外河原田、同字寺、同字樋口、同字樋口山、同字中妻、同字八幡下、同字八幡台、同字原前、同字平林山、同字舟ケ作、同字舟ケ作入、同字幕沢、同字南ノ作入、同字南舟ケ作山、同字向山、同字柳ノ町、同字山頭、同字山頭前、同字湯ノ倉山、同字エモク口、同字町屋敷、白石市越河五賀字平三郎、同字南台、同字南原、同字荒屋敷、同字内ノ江、同字樋崎、同字江ノ内、同字海道下、同字上深町、同字北深町、同字下深町、同字下馬渡戸、同字上屋畑前、同字田向、同字馬場台、同字馬場前、同字樋ノ口、同字宮下、同字宮下前上町、同字宮下前下町、同字山田、同字山鳥岡前

五 認証年月日

平成二十一年九月九日

○宮城県告示第八百四十四号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

仙台市

二 調査を行った時期

平成二十年度

三 成果の名称

仙台市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

仙台市青葉区芋沢字青野木の一部、同字同者道

五 認証年月日

平成二十一年九月九日

○宮城県告示第八百四十五号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種 類 | 原種一キログラム当たりの価格 |
|-------|----------------|
| 麦類 小麦 | 二百二十三円 |
| 麦類 大麦 | 二百十七円 |

○宮城県告示第八百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、牡鹿加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石森永井線

三 道路の区域

| 変 更 の 区 間 | 変更の前後 | |
|--|-----------------|-----------------|
| | 前 | 後 |
| 登米市中田町石森字前田四六番一地从先から 同市同町石森字前田四四番一地从先まで | 一五・〇〇 二〇・〇〇 | 一五・〇〇 二〇・〇〇 |
| | 敷地の幅員 （メートル） | 敷地の延長 （メートル） |
| | 一三五・五 | 一三五・五 |

○宮城県告示第八百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|----------------------------|
| 県 道 | 石森永井線 | 登米市中田町石森字前田四六番一地从先から 同市同町石森字前田四四番一地从先まで | 平成二十一年 九月二十五日 午後一時から |

○宮城県告示第八百四十九号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 明石台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百五十号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百四十一号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 上枝木地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百五十一号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百四十一号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 成田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百五十二号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示第十二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第九号中「ポジティブ・アクション推進事業」を「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」に改める。

第六條第一項第七号を次のように改める。

七 ポジティブ・アクション(男性を職場の中心とする慣行及び男女の固定的な役割分担の意識を

解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいづ。以下同。)の推進の状況

第六條第二項の表(職歴設計の項中「1級建築士の免許を受けた者及び同法に基づき建築設備資格者を定める告示(昭和60年建設省告示第1526号)による建築設備資格者」や「構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者及び1級建築士の免許を受けた者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。)並びに建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)による建築設備士」並びに「建築種算資格者試験」や「建築種算士試験」並びに「同項の表以外の号分中「ポジティブ・アクション推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰」や「ポジティブ・アクションの推進」並びに「建築種算資格者試験」や「建築種算士試験」並びに「参加資格」の交付又は知事表彰」や「ポジティブ・アクションの推進」並びに「入札参加資格」や「参加資格」並びに「においてポジティブ・アクション推進事業」や「において女性のチカラは企業の力」普及推進事業」並びに「表彰」や「女性のチカラは企業の力」普及推進事業に基づく知事表彰」並びに「」

「2 自己資本額

「2 自己資本額

| 資本金等 | 前事業年度決算 | 利益処分(損失) | 計 | 備考 |
|------------|---------|----------|---|----|
| 準備金・積立金 | | | | |
| 次期繰越利益(損失) | | | | |
| 計 | | | | |

「2 自己資本額

| 区分 | 直前決算時(千円) |
|----|-----------|
| | |

公 告

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日前にポジティブ・アクション推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第三条第一項第九号及び第五条の二第二項の表第五条の二第二項第二号又は掲げる事項の項の規定の適用については、これらの規定中「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」とあるのは、「ポジティブ・アクション推進事業」とする。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年二月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 平成十六年四月一日以降、当該機器又は同種機器の賃借を二年以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年十月六日（火）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七一七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十一年十月六日（火）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月九日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年十月二十三日（金）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十月二十六日（月）、午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十四号）により免除とする。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百二十二条及び第百二十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of Miyagi Prefectural Police network system connected device-1 set
- 2 Duration of Contract: From February 1, 2010 to March 31, 2015
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.
- 4 Bid Deadline : October 23, 2009, 5: 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十一年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------|--------|----------|--------------------|--------------|
| 宮城県現代政治研究会 | 深沢 太 | 佐藤 利美 | 仙台市若林区中倉三・一一・一・一二 | 平成二十一年八月四日 |
| 佐藤皓一後援会 | 佐藤 皓一 | 佐藤 皓一 | 宮城県松島町磯崎字蟹松一〇・一八 | 平成二十一年八月十四日 |
| 塩釜歯科医師連盟 | 佐々木元樹 | 菊地 伸行 | 塩竈市錦町七・一〇 | 平成二十一年八月十八日 |
| 佐藤宣明後援会 | 佐藤 元一 | 山内 芳 | 本吉郡南三陸町志津川字竹川原二〇・四 | 平成二十一年八月二十一日 |

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|--------------|-------|-------------|
| ゆたかな福祉をつくる会 | 佐藤 豊 | 佐藤 玲子 | 仙台市泉区市名坂字町二六 | 衆議院議員 | 平成二十一年八月十九日 |

(ハ) 法第十九条の七第二号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|--------------|-----------|-------|-------------|
| ゆたかな福祉をつくる会 | 佐藤 豊 | 佐藤 玲子 | 仙台市泉区市名坂字町二六 | 佐藤 豊 | 衆議院議員 | 平成二十一年八月十九日 |

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動届出年月日 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 政治団体 | 代表者氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動届出年月日 |
| 自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部 | 愛知 治郎 | 会計責任者 | 遠藤 隼人 | 庄司 賢美 | 平成二十一年八月十日 |

(その他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動届出年月日 |
|------------------|-------|------------|------------------|----------------|--------------|
| 宮城県商工政治連盟石巻かほく支部 | 澤村 文雄 | 会計責任者 | 佐藤 宗雄 | 阿部 護 | 平成二十一年八月三日 |
| 梅原かつひこ後援会 | 長池 博子 | 主たる事務所の所在地 | 仙台市宮城野区日の出町二・五・四 | 仙台市青葉区中央一・一〇・一 | 平成二十一年八月十日 |
| 活力仙台 | 菅原 裕典 | 同 | 仙台市宮城野区日の出町二・五・四 | 仙台市青葉区中央一・一〇・一 | 平成二十一年八月十日 |
| 宮城県商工政治連盟栗原南部支部 | 渡邊 一正 | 代表者 | 渡邊 一正 | 及原 敦 | 平成二十一年八月十七日 |
| 同 | 同 | 会計責任者 | 及原 敦 | 尾形 充弘 | 平成二十一年八月十七日 |
| 日本弁護士政治連盟仙台支部 | 犬飼 健郎 | 代表者 | 犬飼 健郎 | 鈴木 宏一 | 平成二十一年八月二十一日 |
| 同 | 同 | 会計責任者 | 山谷 澄雄 | 眞田 昌行 | 平成二十一年八月二十一日 |
| 宮城県商工政治連盟東松島支部 | 千葉 三男 | 代表者 | 千葉 三男 | 大山 三智 | 平成二十一年八月二十五日 |
| 同 | 同 | 会計責任者 | 橋本 孝一 | 櫻井 武寛 | 平成二十一年八月二十五日 |
| 同 | 同 | 主たる事務所の所在地 | 東松島市矢本字栄町九 | 東松島市上下堤字冠木一一・一 | 平成二十一年八月二十五日 |
| 政治結社赤心義塾 | 鈴木 延也 | 会計責任者 | 今野 智彦 | 小野寺淳一 | 平成二十一年八月二十七日 |
| 同 | 同 | 主たる事務所の所在地 | 多賀城市新田字後一〇三・八・二 | 一名取市増田一・一四・一四 | 平成二十一年八月二十七日 |

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十一年九月十五日

| | | 宮城県選挙管理委員会 | |
|--|------------|-------------------------|--------------|
| | | 委員長 | 佐藤 健一 |
| (その他の政治団体) | | | |
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | 解散届出年月日 |
| 宮城一政会 | 渡辺 聡明 | 平成二十一年八月五日 | 平成二十一年八月六日 |
| 健康福祉仙台 | 浅野 公道 | 平成二十一年八月二十一日 | 平成二十一年八月二十一日 |
| ○宮選挙告示第百三十四号 | | | |
| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 | | | |
| | | 平成二十一年九月十五日 | |
| | | 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一 | |
| (その他の政治団体) | | | |
| 政治団体の名称 | 宮城一政会 | | |
| 報告年月日 | 平成21年2月23日 | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | |
| (1) 収入総額 | | 4,345,106 円 | |
| ア 前年繰越額 | | 4,338,245 円 | |
| イ 本年収入額 | | 6,861 円 | |
| (2) 支出総額 | | 1,385,864 円 | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | |
| ア その他の収入 | | 6,861 円 | |
| 合計 | | 6,861 円 | |
| (2) 支出の内訳 | | | |
| ア 経常経費 | | 1,288,434 円 | |
| イ 人件費 | | 800,520 円 | |
| ロ 光熱水費 | | 104,848 円 | |
| ハ 備品・消耗品費 | | 243,180 円 | |

| | | 宮城県選挙管理委員会 | |
|---|------------|-------------------------|-------|
| | | 委員長 | 佐藤 健一 |
| (H) 事務所費 | | | |
| イ 政治活動費 | | 97,430 円 | |
| (ア) 組織活動費 | | 27,000 円 | |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | | 70,430 円 | |
| a 機関紙誌の発行事業費 | | 70,430 円 | |
| 合計 | | 1,385,864 円 | |
| ○宮選挙告示第百三十五号 | | | |
| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 | | | |
| | | 平成二十一年九月十五日 | |
| | | 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一 | |
| (その他の政治団体) | | | |
| 政治団体の名称 | 健康福祉仙台 | | |
| 報告年月日 | 平成21年8月21日 | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | |
| (1) 収入総額 | | 0 円 | |
| ア 前年繰越額 | | 0 円 | |
| イ 本年収入額 | | 0 円 | |
| (2) 支出総額 | | 0 円 | |
| 政治団体の名称 | 宮城一政会 | | |
| 報告年月日 | 平成21年8月6日 | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | |
| (1) 収入総額 | | 2,961,281 円 | |
| ア 前年繰越額 | | 2,959,242 円 | |
| イ 本年収入額 | | 2,039 円 | |
| (2) 支出総額 | | 2,961,281 円 | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | |

| | |
|-------------|--------------------|
| ア その他の収入 | 2,039 円 |
| 合 計 | <u>2,039 円</u> |
| (2) 支出の内訳 | |
| ア 経常経費 | <u>2,961,281 円</u> |
| (ア) 人件費 | 2,717,320 円 |
| (イ) 光熱水費 | 68,184 円 |
| (ウ) 備品・消耗品費 | 37,924 円 |
| (エ) 事務所費 | 137,853 円 |
| 合 計 | <u>2,961,281 円</u> |

○阿賀野道庁長兼田川三十六郎

宮城県公安委員会告示第155号
 警備業務法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導
 教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年9月15日

宮城県公安委員会
 教 育 課 長 豊 一

(ア)の甲の宮城県外

阿賀野道庁長兼田川三十六郎

宮城県田川郡

阿賀野道庁長兼田川三十六郎

宮城県田川郡

阿賀野道庁長兼田川三十六郎

宮城県田川郡

阿賀野道庁長兼田川三十六郎

宮城県田川郡

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第155号

警備業務法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導
 教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年9月15日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成21年10月20日（火）から同月29日（木）までの土・日曜日を除く8日間（10月20日及び
 同月21日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月22日から同月28日までの土・日

曜日を除く5日間は午前9時30分から午後3時50分まで、29日は午前9時30分から午後0時20
 分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」とい
 う。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）
 に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」と
 いう。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、
 継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委
 員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備
 業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2
 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号
 警備業務に従事しているもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成21年9月29日（火）から同年10月13日（火）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10日間
 （毎日午前9時から午後5時まで）
 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

| | |
|--|--|
| <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通及び受講対象者に該当することを疎明する書面</p> <p>イ 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 前記 4 - (1) に該当する者</p> <p>最近 5 年間に、1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記 4 - (2) に該当する者</p> <p>1 級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記 4 - (3) に該当する者</p> <p>2 級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記 4 - (4) に該当する者</p> <p>旧 1 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記 4 - (5) に該当する者</p> <p>旧 2 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第 2 条第 1 項の表第63の項に基づき、47,000 円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>6 講習の委託先</p> <p>仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他</p> <p>講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線 3184）</p> | |
|--|--|